

# 変わる滋賀 続く幸せ Evolving SHIGA



滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

# 令和6年度に向けた

# 政策提案·要望書(案)



<sup>令和5年6月</sup> 滋賀県

## 未来との約束

滋賀で生きていく私たちは、自らが望む未来に向かって約束します。

すべての人が幸せに生きていく滋賀をつくります そのために、

すべての人がサステナブルな滋賀を目指します。

滋賀で暮らす私たちは、世界が望む未来に向かって約束します。

世界の人たちが幸せに暮らせる世界をつくります。 そのために、

世界の人たちと共にサステナブルな地球を目指します。

~「サステナブル滋賀 × SDGs | シンポジウム(H29.6.1) 宣言~





# 令和6年度に向けた政府への政策提案・要望

現下の直	面する認	<b>親国への対応</b>
提案・	要望 [	コロナ禍および物価高騰等に係る医療機関等・生活困窮者への支援・・・・・・・1
提案・	要望2	コロナ禍および物価高騰等の影響を受ける本県経済への継続支援・・・・・・・3
提案・	要望 3	食料安全保障の強化に向けた農畜水産業への支援・・・・・・・・・5
提案・	要望 4	上下水道事業の安定経営に向けた支援制度の拡充・・・・・・・・・7
		ども・子ども
提案・		幼児教育・保育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
		夢と生きる力を育む教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・11
提案・	要望7	全国一律の子どもの医療費助成制度の創設・・・・・・・・・・・・・13
提案・	要望8	困難な環境にある子どもたちの学びへの支援の拡充・・・・・・・・15
提案・	要望9	社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進・・・・・・・・・17
柱2 ひと		
		G I GAスクール構想の継続的な支援・・・・・・・・・・・・・・・19
提案・	要望 11	未来のものづくりと地方のDXを支える高等専門学校の設置への支援・・・・・・21
		らだの健康づくり
		人材確保のための介護報酬の見直し・・・・・・・・・・・・・23
提案・	要望 13	滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援・・・・・・・・・・25
		国スポ・全国障害者スポーツ大会の見直しおよび開催に向けた支援の充実・・・・・・27
提案・	要望 15	彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援・・・・・・・・・・29
提案・	要望 16	「知る・守る・活かす」文化財の保存継承に向けた取組への支援・・・・・・・31
		の滋賀づくり
		性の多様性を認め合う社会の実現に向けて・・・・・・・・・・33
		犯罪被害者等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・35
		再犯防止の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
提案・	要望 20	障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実・・・・・・・・・・39
提案・	要望 21	高齢者の命・暮らしを守るための支援・・・・・・・・・・41
		近江鉄道線の「公有民営」方式による上下分離に対する総合的支援・・・・・・・43
		鉄道ネットワークの維持・改善と鉄道駅のバリアフリー化の推進・・・・・・・45
		県土の発展と県民の安全・安心に資する道路整備の推進・・・・・・・・47
		住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進・・・・・・・・51
提案・	要望 26	いのちと暮らしを守る土砂災害対策の推進・・・・・・・・・55
提案・	要望 27	都市計画と連動した住宅政策の推進・・・・・・・・・・57
提案・	要望 28	原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築・・・・・・・・・・55
提案・	要望 29	陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化・・・・・・・・・・・・・・61
		時代の変化に対応する警察活動の基盤整備推進・・・・・・・・・・・63
柱⑤グリ	ノーン・	デジタルによる経済・社会づくり~コロナからの反転攻勢~
提案・	要望 31	2050年CO2ネットゼロに向けた取組の推進・・・・・・・・・・・65
提案・	要望 32	公社林の持つ多面的機能の持続的発揮・・・・・・・・・・・・・・67
提案・	要望 33	持続的で生産性の高いみらいの農業の推進・・・・・・・・・・・・・・65
提案・	要望 34	農業農村整備事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・71
		琵琶湖漁業の持続的発展に向けて・・・・・・・・・・・・・73
提案・	要望 36	デジタル社会の実現に向けた取組の一層の推進・・・・・・・・・・ 75
実現に向		
提案・	要望 37	デジタル時代に地域情報を幅広く提供する仕組みの確保・・・・・・・・77
提案・	要望 38	地方創生の一層の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
<b>提</b> 家•	要望 30	持続可能な地方穏財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81

## コロナ禍および物価高騰等に係る







## 医療機関等・社会福祉施設等への支援

▶ 医療機関等の経営基盤を支えることにより、3年を超えるコロナ禍を乗り越える

【提案・要望先】こども家庭庁・厚生労働省

#### 1. 提案•要望内容 -

## コロナ禍および物価高騰等に係る報酬改定等の対策

○ 令和6年度の診療報酬等公的価格の改定における物価高騰等の影響の適切な反映

#### 2. 提案・要望の理由 ――

- 医療機関・社会福祉施設等は、診療報酬、介護報酬、自立支援給付費、教育・保育給付費、子ども・子育て支援交付金、措置費で運営されているが、3年超に及ぶコロナ禍で感染対策に係る経費の増嵩や利用控えに伴う減収もみられ、利用者負担への転嫁が困難なことから、運営状況に打撃を受けており、サービスの低下や職員処遇への悪影響も懸念される。
- 地方創生臨時交付金による支援は自治体への配分額が限られ、一過性の支援となる ことや全国一律ではないことから、事業者支援の継続性、公平性に課題がある。
- 質の高いサービス提供を維持するためには、<u>全国一律の継続性のある支援の仕組み</u>が必要である。

## (1) 本県における医療機関等への支援の取組

事業	予算額(千円)	対象事業者数
介護サービス事業所に対する原油価格・物価高騰対策事業	124,568	2,303
障害福祉サービス事業所に対する原油価格・物価高騰対策事業	50,368	1,002
認可外保育施設に対する原油価格・物価高騰対策事業	2,077	115
児童養護施設等緊急支援事業	3,228	67
一般公衆浴場燃料費高騰対策事業	4,248	9
保育所等・放課後児童クラブ物価高騰対策事業	33,103	338
原油価格・物価高騰対策事業(医療機関等)	751,660	2,759
原油価格·物価高騰対策事業(薬局)	67,132	656

- 令和4年度においては、地方創生臨時交付金を活用し、支援を実施したところ。
- 多数の事業者を対象とするため、支援の実施にかかる事務が大きな負担となっている。また、支援金申請事務自体が負担であるとの事業者の声があった。
- 県内病院における令和2年度と4年度の光熱費を調査したところ、増加額は1病床 当たり平均120,203円となり、病院経営に深刻な影響を与えていることが明らかと なっている。



担当	
健康医療福祉部健康福祉政策課	健康医療福祉部医療政策課
TEL 077-528-3512	TEL 077-528-3625
健康医療福祉部医療福祉推進課	健康医療福祉部障害福祉課
TEL 077-528-3520	TEL 077-528-3541
健康医療福祉部生活衛生課	健康医療福祉部子ども・青少年局
TEL 077-528-3641	TEL 077-528-3550



# コロナ禍および物価高騰等の影響を受ける本県経済 への継続支援

▶ 物価高騰等の影響を受けている事業者を下支えするとともに、未来を見据えた投資の促進に取り組むことにより、本県経済・産業の持続的な成長につなげていく。

## 1. 提案•要望内容\_

【提案・要望先】内閣官房、経済産業省

- (1) エネルギー価格高騰対策の継続・拡充
- 物価高騰に対するエネルギー価格高騰対策の継続・拡充
- <u>(2)地域経済活動の構造強化</u>
- 価格転嫁の円滑化の一層の推進および事業構造の強化に係る支援
- (3) 総合的な経済対策の実施
- 国において全国的・継続的な経済対策の実施

## - 2. 提案・要望の理由

- (1) エネルギー価格高騰対策の継続・拡充
- 本県経済は、3年超に及ぶコロナ禍で疲弊していることに加え、現下の<u>物価高騰</u> が依然として続き、製造業をはじめ、幅広い事業者に影響。
- 国において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の積み増しを含む エネルギー価格高騰への対策が講じられたところであるが、エネルギー価格高騰に ついては全国的な課題となっており、国が引き続き一元的な対策を継続するととも に、支援の拡充を行うことが必要。

## (2) 地域経済活動の構造強化

○ 地域の中小企業等が物価高騰を乗り越えるためにも、適正な価格転嫁を行い、<u>賃</u> 上げの原資を確保できることが必要であるため、価格転嫁の円滑化等による取引適 正化等を一層進めるとともに、<u>成長分野への投資等、事業構造の強化に係る支援が必</u> 要。

## (3) 総合的な経済対策の実施

○ 本県においても、補正予算や対策本部の設置等により対策を進めているところであるが、将来にわたり効果が持続するよう<u>中長期的な取組に対する一層の支援</u>が必要。

- 滋賀県が実施した令和4年度第4四半期(令和5年1~3月期)の景況調査によると、<u>業況DIは全体でマイナス9.6、特に製造業ではマイナス25.2</u>となっており、<u>前期に比べると全体で1.1ポイント悪化している。</u>今後の見通しについては、エネルギー価格の高騰などを理由に、さらに1.9ポイント悪化する見込み。
- 民間調査会社が実施した調査(令和4年12月~令和5年1月)によると、<u>県内企業の価格転嫁率は40%</u>にとどまっており、県内の事業者からは、「コストの増加が経営を圧迫している」「電気代等にかかる値上がり分の価格転嫁が難しい」など、厳しい状況を訴える声がある。

<国・県による支援の考え方>

## 国 による総合的な対策

※R4.10.28「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 I.物価高騰・賃上げへの取組

- 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により 厳しい状況にある生活者・事業者への支援
  - 電気・都市ガス・燃料油価格高騰の激変緩和 等
- 2. エネルギー・食料品等の危機に強い 経済構造への転換
  - ① 危機に強いエネルギー供給体制の構築
  - ② 危機に強い食料品供給体制の構築
- 3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援
  - ① 賃上げの促進 (中小企業等の賃上げ支援拡充)
  - ② 中小企業等の賃上げ環境整備 (適切な価格転嫁等)

#### 県 による

#### 地域の実情に応じたきめ細かな支援

\_\_ 地方創生臨時交付金

- 国から地方に求められている取組
- ・低所得世帯への支援
- ・子育て世帯への支援
- ・中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- 医療・介護・保育施設、農林水産業等に対する物価高騰対策等
  ※「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」推奨事業メニューより
- 県民や事業者の声を踏まえた きめ細かな支援

<令和 5 年度滋賀県の物価高騰対策メニュー>

#### 生活者支援 事業者支援 エネルギー価格高騰への対応 未来を見据えた投資促進 LPガス利用者への支援 事業所の省エネ・再エネ推進 再エネ・省エネ住宅設備支援 特別高圧電力利用者への支援 新技術の開発・社会実装支援 海外展開を支援(販路開拓) ... <u>低所得・子育て世帯</u>への支援 ..... 食料品高騰への対応 食材費高騰の影響を受ける 生活困窮者の自立支援 商工団体等が行う中小企業等支援 社会福祉施設等への支援 への助成 (新商品開発や販路開拓等) 子育て世帯への支援 飼料・肥料コストの低減 (低所得・ひとり親世帯) 専門人材の確保支援 学校給食への支援 事業活動の下支え 地場産業事業者の設備整備支援 中小企業者向け制度融資 緊急小口資金等の借受人への フォローアップ支援 ※ (ゼロゼロ融資の借換需要にも対応) 担当:商工観光労働部商工政策課 生活者・事業者ともに、 本格化する貸付金の返済局面に対応 農業関連施設への緊急支援 TEL 077—528—3712



# 食料安全保障の強化に向けた農畜水産業支援

資材等の価格高騰が長期化する中、食料安全保障を強化するため、農畜水産業経営の継続性の確保と構造転換の推進を図る。

#### 1. 提案•要望内容 ——

【提案・要望先】農林水産省

## (1) 価格高騰の長期化に対応した経営への影響の緩和策

- 肥料原料調達に係る肥料製造業者等への価格補てん制度の創設
- <u>配合飼料価格安定制度の基準価格算定方法の見直し</u>および<u>自給飼料の安定確保</u>に 向けた取組へのさらなる支援
- 電力料金高騰に影響を受けている土地改良区への支援
- 農業生産コストの高騰を農産物の価格に転嫁できる環境の整備

## (2) 農業経営基盤の強化のための農地政策に必要な予算の確保

○ 担い手への農地集積を促進するための<u>地域計画策定および農地中間管理事業に必</u> 要な財源の確保

#### - 2. 提案・要望の理由

#### (1) 価格高騰の長期化に対応した経営への影響の緩和策

- 肥料価格高騰の影響緩和には、農業経営への継続的な支援が不可欠であるが、現在実施している「肥料価格高騰対策事業」は<u>農業者等の事務負担が大きい</u>。肥料原料の輸入価格が一定価格を超えた場合に発動する<u>肥料製造事業者等への補てん制度の創設など、新たな仕組み</u>の構築が必要。
- 配合飼料価格安定制度において、価格高騰の長期化に対応して生産者負担を軽減するには、 <u>基準価格算定方法の見直しが必要</u>。また、耕畜連携等による自給飼料の安定的な確保を図る 取組をさらに後押しし、飼料の自給率を高めていくことが必要。
- 本県では4割を超える農地が電力を利用した揚水に依存しており、<u>電力料金高騰の長期化が土地改良区の運営に大きな影響を及ぼす</u>ため、引き続き、省エネ対策の推進とともに影響緩和のための支援が必要。
- 担い手の農業経営の安定のため、生産・流通・販売などの関係者が参加する<u>価格形成の仕</u> 組みづくりが必要。

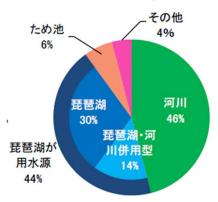
#### (2) 農業経営基盤の強化のための農地政策に必要な予算の確保

○ 地域計画を令和6年度末までに策定するためには、<u>市町や農業委員会の多くの労力が必要</u>。 また、農地中間管理事業を安定的に実施するためには、<u>農地中間管理機構の運営費の確保</u>お よび農地貸借にかかる未払い賃料への対応が必要。

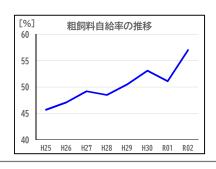
- (1) 価格高騰の長期化に対応した経営への影響の緩和策
- (2) 農業経営基盤の強化のための農地政策に必要な予算の確保

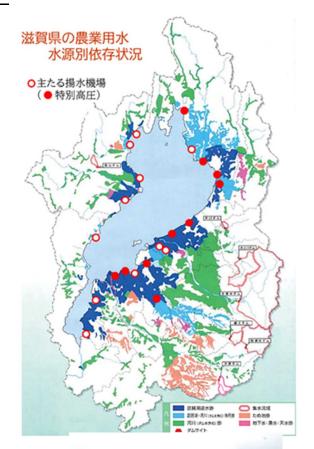
## 価格高騰等に関する県の取組

- 〇農業用水の調達
  - ・河川水量が乏しい滋賀県で は、古くから琵琶湖の水や地 下水を農業用水として活用し てきた。現在では、農地の4 割以上が琵琶湖を用水源とし ている。
  - ・省エネ化・省コスト化を図る ため、揚排水機や送水の効率 化、運転操作の工夫、再生可 能エネルギーの活用等に取り 組んでいるところだが、主要 な揚水機場だけでも年間の電 力料金は平年ベースで5億円 ほどとなっている。



・県内の飼料生産は主に水田で実 施。耕畜連携の推進により、稲W CSや飼料用米の生産拡大に取り 組んでいる。









担当:農政水産部 みらいの農業振興課 みどりの食料戦略室 TEL 077-528-3842 地域農業戦略室

畜産課 生産衛生·耕畜連携係

耕地課 企画・技術管理係

TEL 077-528-3845

TEL 077-528-3853

TEL 077-528-3943





# 上下水道事業の安定経営に向けた支援制度の拡充

▶ 上下水道の機能・サービスを安定的かつ持続的に提供し、地域社会の健全な発展、公衆衛生の向上・生活環境の改善および琵琶湖等の公共用水域の水質保全に貢献する

【提案・要望先】内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

#### 1. 提案·要望内容

## 物価高騰等に伴う財政支援制度の継続と充実

- ○「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(内閣府)の継続
- ○「電気・ガス価格激変緩和対策事業」(経済産業省)の継続
- ○インフラサービスを提供する公営企業に対する財政措置(補助金又は交付税措置、 資金借入制度の創設・利息への交付税措置等)の実施
- ○再生可能エネルギー由来の電力調達をする際増額となる経費を地方公営企業繰出 制度の繰出基準に追加

## 2 提案・要望の理由

#### 物価高騰等に伴う財政支援制度の継続と充実

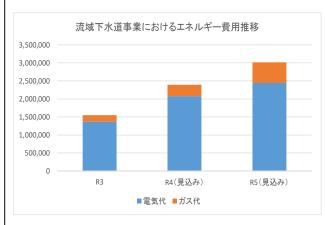
- 上下水道事業では、送水や水処理に多大な電気、ガスを使用していることから、 エネルギー等の物価高騰に対して、当該重点交付金の継続が必要。
- 電気・ガスの価格高騰が続いていることから「電気・ガス価格激変緩和対策事業」 の継続が必要。
- 上下水道事業等のインフラサービスを提供する公営企業は、(1)水質および処理 レベルを下げることができないため経費削減に限界があること、(2)価格が各市町 の条例等で定められており経費に対する価格の弾力性が低く価格の改定に時間が かかること、(3)内部留保資金が少なく経営体力がないことから、急激な経営環境 の変化に対する個別の財政措置が必要。
- 上下水道事業において、CO2排出量の削減をするためには、脱炭素の取組に対する施設整備費用への支援に加えて、調達コストの高い再生可能エネルギー由来の電力への転換に対する支援が必要。

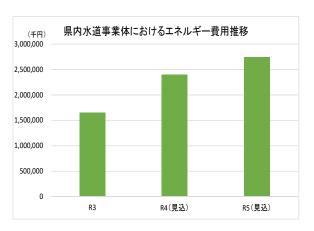
#### 物価高騰等に伴う財政支援制度の継続と充実

○ 上下水道事業では、多大な電気・ガスを使用していることから、昨今のエネルギー 価格高騰による影響を受け、維持管理にかかる負担が急増している。









- 上下水道事業は、水道料金や下水道使用料収入により必要な経費を賄っているが、 法律の定めにより料金の改定は条例で定める必要があり、電気料金等の増減に応じ て即座に料金を変動させることが難しいことから急激な高騰時に資金が不足する。 また、ライフラインであり代替性がないインフラサービスであることから、その料 金値上げは住民負担に直結し、大幅な料金値上げにより即座に収入を増やすことは 困難である。
- 県(流域下水道事業)は、下水道法第三十一条の二により「利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる」旨が定められていることから、留保している資金が少なく、維持管理費用の急増を吸収できない。
- 再生可能エネルギー由来の電力調達には、通常の電力よりも調達コストが高くなる。(関西電力での事例(低圧):通常の電力よりも+2円/kwh)

担当:琵琶湖環境部下水道課経営管理係 TEL 077-528-4215 企業庁経営課経営企画係 TEL 077-589-4651

# 幼児教育・保育の充実







保育士等の職場環境のさらなる改善や、幼児教育・保育の無償化を拡充することにより、保育の質の向上を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

## 1. 提案•要望内容•

## (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 保育士の負担軽減と質の向上に向けた職員配置の改善の早期実現
- 将来に希望が持て、保育職場に定着できるための、更なる処遇改善の実施
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

## (2) 認可外保育施設における幼児教育・保育無償化の拡充

○ 児童の多くが外国人である認可外保育施設の保育士等有資格者配置基準の緩和

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 送迎バス内の子どもの置き去り事案や不適切な保育が全国で相次いだが、これらは、保育現場の過重な負担やそれに伴うストレスが一因と考えられ、現場からは、現行の職員配置では園児の安全を十分に確保できないとの声を聞いている。
- 誤食などのヒヤリ・ハット事案も把握しており、子どもたちにしっかりと目が行き届く体制の確保が必要。
- 国において示された職員配置の見直しと併せ、新たな保育人材の確保策も必要と なることから、一層の処遇改善が必要。
- 市町や保育関係団体からは、<u>調理員配置への支援を求める多くの声</u>を聞いており、運営努力により基準を超えた配置を行っている施設への支援が必要。

#### (2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- <u>児童の多くが外国人である認可外保育施設</u>においては、<u>国の指導監督基準で求められている保育従事者数の要件を満たすことが困難な状況</u>であり、経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、<u>幼児教育・保育の無償化の対象外</u>となる見通し。
- 国家戦略特区においては、その基準を緩和する取扱いが示されているが、本県は 当該特区に指定されておらず、また、新たな募集も行われていない。
- 今後、継続して運営していくためには、特に懸案となっている<u>保育従事者の要件</u> <u>について、特区内で適用される取扱いを全国的に適用されるなどの規制緩和</u>が必 要。

#### (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に県補助
- 職種別平均賃金(役職者除く)(月収換算)

全産業 35.2 万円 > 保育士 30.3 万円 (差額 4.9 万円)

(出典:全世代型社会保障構築会議(第1回)公的価格評価検討委員会(第1回)合同会議資料4)

- 日々、事故防止や安全確保、感染症対策に細心の注意を払いながら勤務を継続
- 調理員は、離乳食や食育指導に加えアレルギー除去の対応も求められ、現行の基本 分単価の基準による体制では対応が困難。

「1施設あたりの調理員等配置状況(自園調理のみ) 「食物アレルギー児童数]

利用定員施設類型	40人以下 (1人配置)	41~150人 (2人配置)	151人以上 (3人配置)	R3. 4. 1在籍 児童数	食物アレル ギー児童数	アレルギー 児童の割合
私立保育所	1.6人	2.9人	4.5人	13, 213	720	5.4%
私立認定こども園	2.0人	3.2人	4. 9人	9,824	609	6.2%

(滋賀県調べ)

#### (2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 県内の外国系認可外保育施設の現状
  - ・主に外国人の子どもを預かる施設は県内に3施設
  - ・いずれもブラジル系の施設。母語であるポルトガル語で保育を実施。
  - ・令和4年度の立入調査実施時点で、3施設とも国の基準を満たせていない。
- 国の指導監督基準を満たせない背景
  - ・ 基準の項目は概ね100項目。
  - ・基準を満たすうえで、特に困難な項目は「保育に従事する者の資格要件」(保育士 または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上 かつ 常時1名以上配置)
  - ・保育士確保にあたっては、認可園においても苦慮しているなか、ポルトガル語で の保育に対応できる有資格者を確保することが極めて困難な状況となっている。
  - ・当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めて おり、これまで、滞りなく適切に施設運営されている。

#### 【参考】特区内で適用される取り扱い

平成27年8月7日付け雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「国家戦略特別区 域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認 可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」より

国家戦略特別区域内に所在する認可外保育施設で利用児童の多くが外国人であるものについては、次に掲げる要件 に該当する場合には基準を満たすものと取り扱って差し支えない。

- (1) 外国人児童の割合が概ね2分の1以上
- (2) 外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置
- (3)日本の保育士資格有資格者を1名以上配置
- (4)知事が行う調査等に積極的に協力する

担当:健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室 TEL077-528-3557

# 夢と生きる力を育む教育環境の整備



- ▶ 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるため、教員が 心と時間にゆとりをもって子どもに関わることができる教育環境を整える。
- ▶ 教員不足が大きな課題となる中で、より優秀な人材を教員として確保するため、教職員が笑顔で働ける職場環境を実現する。

【提案・要望先】文部科学省

#### 1. 提案•要望内容

## (1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

- 〇少人数教育のさらなる推進
  - ・少人数学級編制拡充のための定数改善(中学校および高等学校における35人学級編制の実現)
  - ・少人数習熟度別指導等の充実のための指導方法工夫改善定数の現行数維持
- ○専門性の高い教科指導を実現する専任教員の配置
  - ・小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充
- ○複雑化・困難化する教育課題に専任する教員配置の拡充
  - ・不登校やいじめ、暴力行為の解消を目指し、指導体制を強化する専任教員の拡充
  - ・教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善
  - ・共同調理場における栄養教諭の配置基準の改善
  - ・特別支援学校と小学校の双方に学籍を置いて学ぶ副籍制度を推進するため、副籍のコーディネートを 行う、特別支援教育コーディネーターの加配の拡充

#### (2)優秀で多様な人材の確保

- ○教職員が笑顔で働くことができる職場環境づくり
  - ・教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制を実現するための定数改善
  - ・中学校部活動の円滑な地域移行と働き方改革推進のための部活動指導員の拡充
  - ・校務運営の充実に向けた共同事務推進のための事務職員加配の拡充
- ○すべての子どもたちがより本に親しめる環境づくりに向け、学校図書館機能充実のための図書館事務を担う専門事務職員の加配拡充
- ○勤務実態に見合った処遇を可能とする給与制度の実現
- ○地方の教員養成大学への運営費交付金の拡充

#### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

○本県の不登校やいじめ、暴力行為など、生徒指導上の現状と課題、子どもたちの健康 課題等を踏まえ、<u>専任教員や養護教諭、栄養教諭の配置の充実</u>を図る必要がある。ま た、学力向上のための人員配置の拡充が必要。専門性の高い教育により、どの児童に も確かな学力を身に付けさせるために、<u>小学校高学年において、専科教員の配置を一</u> 層拡充する必要がある。

#### (2) 優秀で多様な人材の確保

○教員不足が大きな課題となる中で、効果的で質の高い教育活動を行うためには、より優秀な人材を確保する必要がある。そのためには、<u>定数を改善し、教職員が安心して休暇・休業制度を利用できる職場体制を整え、働き方改革を加速させる</u>とともに、<u>勤務実態に見合った処遇となる給与制度を実現</u>することで、教員の士気、教職の魅力を高める施策が必要である。また、地域の教育を担う人材を養成する教育機関の更なる充実が求められる。

#### (1)新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

#### (2)優秀で多様な人材の確保

本県は、不登校やいじめ、学力、体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決 するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、個に応じた習熟度別 学習指導の取組を進め、一定の教育効果を挙げている。しかし、依然として教育課題が多 く、特に**不登校やいじめ、暴力など生徒指導上の諸課題については深刻な状況**。これら諸 課題への対応と授業づくり等において、教員は長時間を費やしている現状がある。現状克 服のためには、**一層の定数改善や加配の充実**を図るとともに、優秀な人材を確保していく ため、勤務の実態に見合った処遇改善が求められる。

1000

500

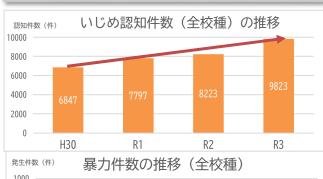
(人) 2000

0.76

H30

0.7

#### 年々増大する生徒指導上の諸課題への対応には 定数改善や専任教員等の充実が必要







小学校不登校児童数・在籍率の推移

0, 85

中学校不登校生徒数・在籍率の推移

1.05

1.01

在籍率(%)

1.2

1

0.8

0.6

0.4

在籍率(%)

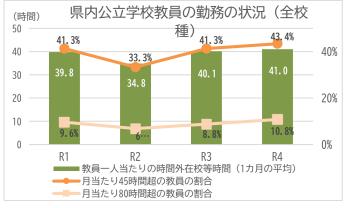
5.26

1.32

#### 教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用 できる職場体制実現には定数改善が必要

定数改善例を小学校の標準学級数に基づき計上す ると、12学級規模では、担任外は6名(教頭含 む)の配置で、教員一人当たりの持ち時数(週) の3時間程度を軽減できる。

	標準 学級数	1 5 2	3 5 4	5	6	7   {   10	11 5 13	14 5 20	21 5 29	30 5 35	36
>.	【本県配置基準】 学級担任以外の 教員数(教頭含む)	0	1	1	2	2	2	3 5 4	4	4	4 5 6
	【定数改善後】 学級担任以外の 教員数(教頭含む)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10



#### 勤務実態に見合った処遇改善が求められる

勤務実態から教職調整額を試算

# 一例として本県教員の

#### ○教職調整額4%の根拠

- →S41 年度文部省「教員勤務状況調査」の 1週間の平均超過勤務時間より算出 (小中学校平均超過勤務時間約1.77時間)
- ○本県公立学校における令和4年度教員一人 当たりの1週間の平均時間外在校等時間 =約9.5時間

すべての子どもたちがより本に親しめるよう、滋賀ならではの「こどもとしょかん」の検討を 進めており、学校図書館機能充実のための図書館事務を担う専門事務職員の加配拡充が必要

教育委員会事務局教職員課 TEL 077-528-4536



# 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

> 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てや すい社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

## 1. 提案•要望内容

## 国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

○ 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、 子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設すること

## 2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、<u>次世代</u> <u>育成支援の一環として重要な制度</u>であり、県内市町等からも、制度の創設につい て要望がある。
- 令和5年3月31日に国が発表した「こども・子育て政策の強化について(試案)」の中の加速化プランにおいて、国民健康保険の減額調整措置の廃止に向けた取組が示されたところであるが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については明示されなかった。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任で行われるべきものである。
- <u>同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差がある</u>ため、全国 の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観 点から、全国一律の負担軽減制度が必要である。

- 平成28年4月から乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の 撤廃による完全無料化を実施。
- 実施主体である県内各市町において、独自事業として、小学校入学以降の児童・ 生徒に対する助成制度を拡充。
- <u>市町の財政事情や政策的な要素等</u>から、対象年齢、自己負担金等の<u>制度内容が異</u>なる状況が発生。

#### 【県の実施事業】

子どもに係る医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部または一部を助成する経費を、実施主体の市町に補助する事業。

実施主体	市町(県単独事業)
負担割合	県 1/2、市町 1/2
助成対象	入院、通院ともに就学前まで
自己負担	入院 1日につき1,000円(上限月14,000円)
	通院 1レセプトにつき 500円
所得制限	なし
令和5年度当初予算額	約 11 億円

【19市町の状況】(令和5年4月1日現在)

## <入院に対する助成の実施状況> (単位:市町数)







#### <通院に対する助成の実施状況> (単位:市町数)







担当:健康医療福祉部子ども·青少年局家庭支援推進室 TEL 077-528-3554









# 困難な環境にある子どもたちへの支援 及び 教育相談体制の充実

▶ 困難な状況にある子どもたちを社会全体で育む環境をつくり、子どもを真ん中においた社会づくりを進める

【提案·要望先】文部科学省

## 1. 提案•要望内容

## (1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

○スクールカウンセラー(SC) やスクールソーシャルワーカー(SSW)による支援体制の充実と、教育と福祉のより一層の連携体制の整備

## (2) いじめや不登校対応のための教員の配置や専門家の確保

○増加しているいじめへの対応や不登校の子どもたちへの支援を行い、関係機関等と の連携を図るコーディネーターの配置や、専門的な人材の確保

## \_\_\_ 2.提案・要望の理由

#### (1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

- ○コロナ禍において多様化・複雑化している生徒指導上の諸課題に対応するために は、生徒指導の充実や教育相談体制の整備が必要。
- ○増加している困難な環境にある子どもたちへの支援のため、SC、SSWの役割は ますます重要であることから、更なる配置の拡充が必要。
- ○小・中学校を中心に配置している専門家を、近年ニーズが高まっている高等学校や 特別支援学校でも配置拡充できるよう、更なる国による財源の確保が必要。

## (2) いじめや不登校対応のための教員の配置や専門家の確保

- ○子どもや保護者、教員のニーズを把握し、SC、SSWを有効活用するためには、 コーディネーターの役割を担う教員の配置が必要。
- ○教育と福祉、県と市町の連携による取組を推進し、切れ目のない支援を図るために は、関係機関連携を推進する教員の配置が必要。

#### (1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

#### SC、SSWの相談状況

○SCの配置の状況(令和4年度)

【小学校】県内35校に配置し、毎月3回程度勤務

【中学校】すべての学校に配置し、毎月5回程度勤務

【高等学校】すべての学校に配置し、毎月3~4回程度勤務

【特別支援学校】配置はなし

<課題>

カウンセリングの予約が2・ 3か月後しか取れないことが あり、支援のタイミングを逃 すことがある。

#### ※相談人数: 令和元年度 8,67<u>0</u> 人、令和 2 年度 9,164 人、令和 3 年度 10,065 人

○SSWの配置の状況(令和4年度)

【小学校】県内20校に配置し、週2回程度勤務

【中学校】配置小学校から派遣

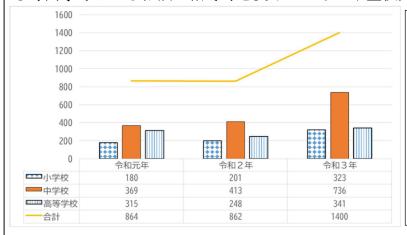
【高等学校・特別支援学校】要請に応じて派遣

1人のSSWが複数校を対応することから、 学校のニーズにタイミングよく応えられな い場合がある。

※対応した児童生徒数:令和元年度1,345人、令和2年度1,616人、令和3年度1,787人

#### 専門家の関わりが必要な子どもの数

○専門家等による相談・指導等を受けていない不登校児童生徒



#### ○不登校児童生徒総数

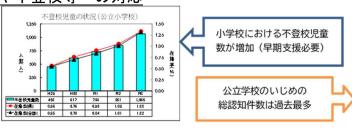
令和元年 令和3年 2,693 人  $\rightarrow$  3,628 人(1.34 倍)

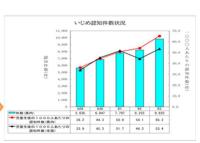
○専門的な相談・支援を受けていな い不登校児童生徒総数

令和元年 令和3年 864 人 → 1,400 人(1.62 倍)

#### (2) いじめや不登校対応のための教員の配置や専門家の確保

#### いじめや不登校等への対応





- ○これまで高等学校・特別支援学校では、教育相談主任が不登校対策を行ってきたが、令和4年 度より、不登校対策を一層推進するために、小中学校と同じようにその中心的な役割を果たす 「不登校対応コーディネーター」を位置付けている。
- ○令和3年度より、「児童生徒の健全育成のための県と市町の連携に関する協定」に基づいた取組 を開始した。



連携内容 不登校傾向・ひき 令和5年1月末元

担当:教育委員会 幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室 TEL 077-528-4668



# 社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の習い事の利用を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

#### 1. 提案・要望内容

## 小学生への学習等支援の拡充

- 学習塾等の学習支援について小学生まで措置費の対象を拡充すること。
- 小学生の文化・スポーツ等習い事にかかる費用について措置費の対象とすること。

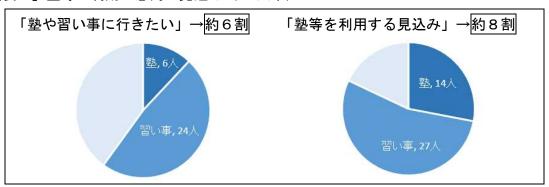
#### 2. 提案・要望の理由

- 児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力や社会性が乏しかったり、読み書きや計算などの基本的な学習能力・習慣を身に着けていないことが多く、こうした<u>学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている</u>。
- 施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や 進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・ スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。また、措置されている小学生 児童の約6割が発達障害等の課題を抱えており、一般家庭とは異なる育ちの環境にあ るため、より配慮のある支援が必要となっている。
- 民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽などスポーツや文化に関する習い事に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っておらず、子どもたちの多様なニーズに対応できていない。

#### (1) 施設等の現状と課題

- 令和3年7月「児童養護施設(回答:4/4施設)」および「ファミリーホーム(回答:6/17施設)」に対し、学習支援等に関する調査を実施。
- 小学生措置児童の<u>約6割が塾や習い事に行きたいと言ったことがある</u>と回答。さらに、施設等職員に「塾等の利用を希望すると思われる小学生」の数を聞いたところ、<u>約8割が利用するのではないか</u>との回答があり、改めて子どもたちの多様なニーズに対応できていないことが明らかとなった。

【表1】塾等の利用の意向・見込み(50人中)



※ ここでいう「習い事」は、塾以外の音楽教室やスイミングスクール等、文化・スポーツ等を指す。

#### 【表2】より配慮のある支援を要する児童の状況(50人中)

発達障害の診断を受けている児童数	8人
上記以外の児童で職員等が「発達に課題がある」 と感じている児童数	22 人
計	30 人

## (2) 本県の小学生への学習等支援の取組

○ このことを踏まえ、<u>令和5年度より小学生(高学年)における塾代、文化・スポーツ</u> 等に関する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

#### 【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶカサポート事業

支援額:1人あたり 10千円/月 [予算額 5,760千円]

対象:社会的養護のもとで暮らす小学生(4~6年生)

#### 【参考】現行の措置費支給対象額(国)

	学習塾費	部活動費		
小学生	なし	なし		
中学生	実費相当額	実費相当額		
高校生	上限 20,000~25,000 円	上限 23,300円(公立)/34,540円(私立)		

担当:健康医療福祉部子ども・青少年局

家庭支援推進室虐待・非行防止対策係

TEL: 077-528-3551



# GIGA スクール構想の着実な実施に向けた継続的支援

- ▶ 誰一人取り残さず、全ての児童生徒の可能性を最大限に引き出す学びを実現する
- ▶ 教育における ICT の効果的な活用について、市町に対し広域的な支援を行う

【提案・要望先】文部科学省

## 1. 提案•要望内容

## (1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

- 学習者用端末の更新期において、国による十分な財政措置を行うこと
- GIGA スクール運営支援センターに係る財政措置の継続および充実を図ること

## (2) 1人1台端末を活用した学びの充実に向けた支援

- デジタル教科書を無償で使用できるようにするための財政措置を行うこと
- デジタル教材や関連するソフトウェア、通信費について、更なる財政措置を 行うこと

#### 2. 提案・要望の理由

#### (1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

- 各学校においてデジタルを活用し、誰一人取り残さない教育を推進するために は、1人1台端末環境の維持が不可欠。
- 市町の財政力のみでは、端末の更新に対応することが困難であることから、導入 時と同様、国による財政支援が不可欠。
- GIGA スクール運営支援センターに係る運営経費の補助について、令和6年度まで国の補助事業が予定されているが、その後も支援体制の維持が必要。
- 支援センターに係る国庫補助については、対象の学校 1 校につき、補助上限額が 設定されているが、更なる機能充実のためには、上限額の引き上げが必要。

#### (2) 1人1台端末を活用した学びの充実に向けた支援

- 1人1台端末を更に効果的に活用し、学びの質を向上できるよう、デジタル教科 書やデジタル教材等を導入するための財政支援が必要。
- 活用の幅を広げるため、通信費等のランニングコストについても更なる財政支援が必要。

#### 条例および推進計画の策定

- 滋賀県では、議員提案により令和3年度に「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」を策定し令和4年4月1日より施行。
- 条例に基づき、滋賀県教育委員会では、令和4年度に滋賀県独自の学校教育の情報化推進に向けた計画(滋賀県学校教育情報化推進計画)を策定。3年間の期間で、以下の基本方針のもと、目標達成に向け、ICTを活用した教育の推進に全県的に取り組んでいく。

#### ○基本方針

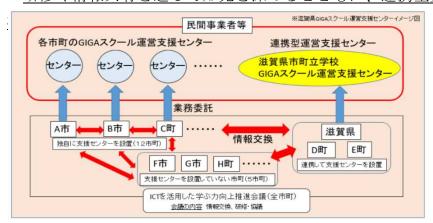
#### ○数値目標(目標は令和7年度末の目標値)

目的	次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現	項目	現状	目標
施策の柱 および 統領の日標	I.(児童生徒)ICTを活用いた児童生徒の資質・能力の育成 ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める	前年閲ごにT機器を活用した授業を	小 67.6% (R4) 中 65.7% (R4)	小 100.0% 中 100.0%
	Ⅱ.(教職員)教職員のICT活用接導力の向上	1 <u>クラス当たりほぼ毎日行った割合</u> (全国孝力・孝智状況調査)	高 未調査 特 未調査	高 100.0% 特 100.0%
	教職員のICT活用指導力の向上や意識改革、技術的支援により指導体制 の強化を図る	授業にICTを活用して指導できる教員の割合 [[できる][ややできる]	小 74.4% (R3) 中 69.5% (R3)	小 90.0% 中 90.0%
	Ⅲ.[環境] ICTを活用するための環境の整備	の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	高 65.4% (R3) 特 58.9% (R3)	高 90.0% 特 80.0%
	端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する		小 88.3% (R3) 中 82.8% (R3)	小 95.0% 中 95.0%
	IV.(体制・校務) ICT推進体制の整備と人材の確保 ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する	<u>教員の割合</u> [[できる](ややできる]の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	高 82.5% (R3) 特 67.9% (R3)	高 95.0% 特 90.0%

#### (1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

#### GIGA スクール運営支援センターの設置

- 県内の GIGA スクール運営支援センター設置状況(県内19市町の状況)
  - ・市町が単独で支援センターを設置 12市町
  - ・県と連携して支援センターを設置 2町
- ICT を活用した学ぶ力向上推進会議(対象:市町教育委員会の担当者)
  - ・全19市町参加の連携会議を定期的に開催(令和4年度は3回)
    - ⇒ 研修や情報共有を通して知見を深めるとともに、連携型支援センターの



#### (2) 1人1台端末を活用した学びの充実に向けた支援

#### デジタルドリル教材の活用

- 県内ほぼ全ての市町立小中学校で、デジタルドリル教材を活用。
- 児童生徒1人につき、年額1千円~2千円程度の使用料が必要で、その経費は、 市町または家庭が負担している。

担当:教育委員会事務局幼小中教育課学ぶ力向上係 TEL: 077-528-4662



# 未来のものづくりと 地方のDXを支える 県立高等専門学校設置への支援

地域や産業への技術実装の推進による日本の産業競争力再強化に向け、高等専門人材を滋賀発で輩出していくため、県立での高等専門学校の設置を目指す。

【提案・要望先】文部科学省

## 1. 提案•要望内容 -

## (1) 県立高等専門学校の設置に向けた支援

- 教員確保、カリキュラム検討、学校運営等に関する専門的な助言など、令和の 時代の県立高等専門学校の設置に向けた支援
- 設置後の人事交流、留学生の受け入れなど、学校運営面での国立高専機構との 連携のための新たな仕組みの創設

## (2) 技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

- 小学生から段階に応じて科学技術・工業技術への関心を高める施策の充実
- 高専卒業生の更なる活躍や処遇改善に係る産業界への働きかけ

## 2. 提案・要望の理由

我が国が将来にわたり競争力のある産業を創出し、持続的に発展していくためには、若者の技術者への夢を育み、<u>地域や世界の社会的課題を解決するイノベーターやAI等を活用できる人材などの高等専門人材の育成が重要。</u>中でも高等専門学校の実践を伴った技術教育は、産業競争力の再強化を図る令和の時代にこそ、更なる価値が見出されるものと認識し、県立での高等専門学校の設置に向けた準備を進行中。

#### (1) 滋賀県立高等専門学校の設置に向けた支援

○ 昭和 38 年以降公立高専の設置はなく、前例に頼ることができない状況のため、設置認可申請に向けての専門的・技術的な支援や設置後の学校運営面での支援が必要。

#### (2)技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

○ 少子化とともに、小中学生の理科離れが叫ばれる中、理系人材確保のためには、<u>小</u>学生から技術への関心や技術者への憧れを高めることが必要。

理科教育に係る設備整備や教科担任制などの<u>現在の取組の充実にとどまらず、さ</u>らなる施策の検討・実施が必要。

○ また、子供たちに進路として高専を選択してもらうためには、その技術力に比して処遇が必ずしも十分とは言い切れない高専卒業生の現状の改善が必要。

- (1) 滋賀県立高等専門学校の設置に向けた支援
- (2)技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

#### 【「滋賀県立高等専門学校基本構想 1.0」の策定】

- 令和5年3月に策定した基本構想1.0では、技術者の育成を通じて地域や産業へ技術を実装し、そのことが次世代の技術への関心と憧れを生み出すという好循環の創出を目指し、情報技術をベースに、学生が様々な専門の学びを掛け合わせて学び、技術を応用する力も伸ばすことで、変化の激しい社会を生き抜く力を磨く高専を設置することとしている。
- 令和5年度は校長や核となる教員の確保等の検討を含め、カリキュラムの詳細等の検 討を進めようとしているが、参考とすべき前例が乏しい中、これらを実現するための<u>教</u> 員確保やカリキュラム検討の他、学校運営に関する助言等の支援が必要。
- また、高専の設置に向けた共創および開校後の運営に応援団として、産業界との連携によるプラットフォームを組織し、先進的な分野につながる人材の育成と活用・活躍、地域や産業の変革をリードするカリキュラム検討、設立や運営に当たっての支援について議論していこうとしている。



担当:総合企画部高専設置準備室 TEL:077-528-4581

# **→ → →**



# 人材確保のための介護報酬の見直し

▶ 地域包括ケアシステムを支える人材を確保し、「健康しが」を推進する

【提案・要望先】厚生労働省

## 1. 提案•要望内容•

## (1) 介護従事者の給与水準の更なる向上

○ 介護従事者の給与水準を全産業平均まで引き上げる措置を講じること。特に、人 材確保が極めて困難な訪問介護員の処遇改善、地域包括ケアシステムの深化・推進 の中で重要な役割を担う介護支援専門員の処遇改善を行うこと

## (2) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

- 介護保険創設以来、公務員の地域手当の設定に準拠している人件費の地域差のあり方について抜本的に見直すこと
- 次期介護報酬改定にあたっては、地域区分が1級地でも異なる地域と一つでも隣接していれば特例適用の対象に見直すこと

## 2. 提案・要望の理由・

#### (1) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 介護従事者の給与水準は累次の処遇改善の結果、全産業平均との給与格差は縮小してきているものの、依然として全産業平均より低いため、職業の選択肢になりづらく、安定的な人材確保に大きな支障となっており、定着促進の観点からも、社会的役割に見合った更なる処遇改善が必要。
- 特に、訪問介護員は高齢化が著しい上、人材確保が極めて困難な状況にある。また、介護支援専門員については地域包括ケアシステムの深化・推進の中で一段と高い専門性、役割が求められ、職責に見合った評価と処遇改善が必要であり、介護職員処遇改善加算のような介護支援専門員の処遇に直接反映される加算制度が必要。

#### (2) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

- 介護報酬については、平成12年の制度創設時から賃金の地域差を反映するために、 公務員の地域手当に準じて市町村ごとに8段階の地域区分を設定し、地域区分ごと の単価(10円~11.4円)を介護サービスごとの単位数に乗じて算定。
- 令和3年度改定における新しい「複数隣接ルール」は「4級地以上の差」が要件の ため県内市町には適用されず、隣接地域とのバランスが不均衡な状態。

## (1) 介護従事者の給与水準の更なる向上

○ 本県の介護従事者の平均賃金等(令和4年)

	平均月額賃金	平均年齢	平均勤続年数
介護支援専門員	345.4 千円	55.5歳	11.3年
介護職員(福祉施設等)	323.5 千円	41.1 歳	7.1年
訪問介護従事者	334.9 千円	51.1 歳	11.6年
全産業	413.2 千円	43.2歳	13.1年

[出典] 賃金構造基本統計調查(厚生労働省)

※一般労働者(6月分給与の算定期間中に実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内 実労働時間数が5時間以上)について集計したもの。賃金には、賞与1/12を含む。

#### ○ 本県事業所における従業員の不足感の推移

	平成 30 年度	令和元年	令和2年	令和3年
介護支援専門員	34.7%	34.8%	35. 2%	38.9%
介護職員(施設等)	61.3%	74.7%	70.0%	71.9%
訪問介護員	75.9%	86.4%	80.7%	79.0%

[出典](公財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」

## (2) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

令和3年度

5級地(10%):大津市、草津市、栗東市 6級地(6%):彦根市、守山市、甲賀市 7級地(3%):長浜市、野洲市、湖南市、

高島市、東近江市、日野町

その他(0%):近江八幡市、米原市、竜王町、

愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

○ 地域区分設定に係る「複数隣接ルール」については「4級地以上の差」が要件のため、近江八幡市、竜王町、米原市、多賀町は適用されず、地域バランスを考慮した地域区分の引き上げが行えず、人材確保等に影響。



担当:健康医療福祉部医療福祉推進課企画係/介護·福祉人材確保係 TEL 077-528-3520/077-528-3597





# 滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

▶ 自然と都市が調和した滋賀の魅力の向上を図るため、コロナ禍で価値が再認識された公園の充実、および安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指す。

#### 1. 提案・要望内容 ——

【提案・要望先】財務省、国土交通省

- (1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進
  - 5か年加速化対策を活用し、防災公園や街路整備を確実に推進するための支援
- (2) 更なる魅力向上のための公園再整備への重点支援
  - 湖岸緑地などの公園のポテンシャルを活かし、魅力と価値を向上させる公園 再整備への重点支援
- (3) 都市公園安全・安心対策事業の延伸・拡充
  - 災害が激甚化・頻発化しており、公園の安全性を高める必要があるため、事業 期間を延伸するとともに、暴風対策を事業対象に追加

## 2. 提案・要望の理由

- (1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進
  - 広域拠点となる防災公園や都市の骨格を形成する街路等の都市計画事業を計画 的に進めるため、防災・減災、国土強靱化<u>5か年加速化対策</u>については、<u>残る期間</u> <u>における確実な予算の措置</u>、さらに<u>5か年加速化対策後においても必要な予算・財</u> 源の継続的・安定的な措置が必要。
- (2) 更なる魅力向上のための公園再整備への重点支援
  - 豊かな自然を楽しみ、心身のリフレッシュができ「こころの健康」に資する公園は、高い価値と魅力がある。本県では、公園種別に関わらない"しがの公園"として、今年度から全庁的に魅力向上施策に取り組むこととしている。
  - なかでも都市公園はその中核であり、ポテンシャルを最大限引き出して魅力を 高める湖岸緑地の<u>再整備に対し支援</u>が必要。
- (3) 都市公園安全・安心対策事業の延伸・拡充
  - 大雨や暴風等の災害が激甚化・頻発化するとともに施設の老朽化が進んでいる。
  - 要対策箇所が引き続き発生しているため、都市公園安全・安心対策事業の<u>事業期</u>間の延伸(現行令和5年度まで)や暴風対策の事業対象への追加が必要。

#### (1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進

【広域防災拠点となる金亀公園】

【都市の骨格を形成する原松原線】





令和7年国スポ・障スポ大会の会場となる公園や街路の整備への重点支援を!

#### (2) 更なる魅力向上のための公園再整備への重点支援





湖岸緑地の利用状況

- ・湖岸緑地は景観に優れ、公園としてのポテンシャルが高い
- ・コロナ禍を契機とし、屋外レクリエーションのニーズが高まり、ビワイチ人気とともに県内外からの利用者が増加
- ・電気・上下水道などのインフラ設備やトイレ等が不足している

魅力と価値を向上させる<mark>公園施設</mark>の 再整備への重点支援を!

## (3) 都市公園安全・安心対策事業の延伸・拡充

公園施設の老朽化が進むなか、継続的かつ計画的な施設点検が必要

公園内の浸水や、<mark>暴風</mark>等により老朽木が園路や隣接道路へ倒れるなど、災害に対して脆弱な状況

- ・公園施設長寿命化計画策定調査の事業期間の延伸を!
- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の<mark>事業期間の延伸と、暴風対策</mark>として、 老朽木や沿道の樹木の更新等を実施する事業メニューの<u>追加</u>を!



大雨による浸水 (豪雨対策)



台風による倒木 (暴風対策)

#### 都市公園安全·安心対策事業 都市公園安全·安心 公園施設 対策緊急総合支援事業 長寿命化 対策支援事業 防 感染症 画 犯 豪 耐 アフリ 性の 策 風 雨 震 定調 対 対 改 対 策 策 向 杳 令和 7 年度まで 令和 5 年度まで

期間の延伸

事業メニュー の追加・拡充

担当:土木交通部 都市計画課 都市計画係 TEL 077-528-4182

# 国スポ・全国障害者スポーツ大会の 見直しおよび開催に向けた支援の充実



- ▶ 滋賀をスポーツで元気にするとともにすべての人がともに支え合う共生社会を実現
- ▶ 滋賀の未来に負担を残さない大会を実現

#### 1. 提案·要望内容 \_\_\_

【提案・要望先】財務省、文部科学省

## (1) 両大会の運営にかかる見直し

- 両大会の開催準備・運営に関する諸業務については、統括団体等(日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会、中央競技団体)が定める要領、ガイドライン等に基づき開催県が進めているが、さらに簡素化、業務の効率化が図られるよう、国におかれては、弾力的な運用について統括団体等に助言を行うこと。
- 日本スポーツ協会で行われている「3巡目国スポのあり方検討」について、都道 府県の意見が答申に反映されるよう、国としても積極的に参画すること。

## (2) 開催に向けた支援の充実

○ 昨今の原油価格・物価高騰を踏まえ、地方スポーツ振興費補助金を増額すること。

## 2. 提案・要望の理由 -

#### (1) 両大会の運営にかかる見直し および(2) 開催に向けた支援の充実

○ 長期化するコロナ対策と人手不足、さらには原油価格・物価高騰等により開催に要するコストは増嵩傾向にある。特に、2025 年は万博開催とも重なることから、 持続可能な運営と経費抑制に向けて両大会の簡素化、業務の効率化に、より一層取り組む必要がある。

#### <u>(1)両大会の運営にかかる見直し</u>

- 開催準備・運営業務について、記録業務のデジタル化、受付申込業務の手続き の簡素化、競技用具整備ガイドラインの見直し等、簡素化、業務の効率化が図ら れるよう、統括団体等と連携・協力した取組をお願いしたい。
- ○「3巡目国スポのあり方検討」については、これまで都道府県に対するアンケート 調査と当該報告書の公表がなされるに留まっている。大会を開催する都道府県の 意見が十分反映されるよう、検討の場の設定も含め、<u>協会・団体と自治体とのコ</u> ミュニケーションの促進に向けた国の積極的な関与をお願いしたい。

#### (1) 両大会の運営にかかる見直し

#### ① 見直していただきたい事例

#### 記録業務、申込受付業務

- ・記録業務は日本スポーツ協会指定の「国体記録システム」に より行われているところであるが、競技会場から記録本部への データ送信はFAXを使用。記録本部においても紙ベースで作 業を行っており、デジタル社会に対応した仕組みに変えていく べきと考える。
- ・申込受付業務は日本スポーツ協会所管の「国民体育大会参加 申込システム」により行われるが、申込データの点検等を中央 競技団体・開催県・会場地市町村の3者がそれぞれ行ってお り、確認項目や役割分担の見直し等による効率化を図るべきと 考える。



記録業務の作業の様子

#### 競技用具の整備

馬術競技の六段障害飛越のような<u>国スポのためだけに整備が必要な競技用具</u>やサッカーゴールのように国スポ独自のガイドラインにより、他の全国規模の大会で使用しているものが使用できない事例があることから、中央競技団体による競技用具の整備、貸出しやガイドラインの弾力的運用について検討すべきと考える。



馬術競技の六段障害飛越

#### ② 3巡目国スポのあり方検討」

令和4年に公表された『3巡目 国スポ在り方に関するアンケート調査 報告書』では、大会の理念への意見だけでなく、費用の多くを負担する自治体の運営や地域住民の理解など、「サステナブルなスポーツ大会」とする上でも重要な意見が散見された一方、検討状況や今後の動きにかかる情報が十分に提供されていない。こうした情報の共有、検討の場への自治体の参画機会の拡充、そしてこれらを促すための国の積極的な関与を図られたい。

【3巡目国スポの在り方事前検討WG委員名簿」。

役職。	氏名。	所属等。	ę.
座長₽	山本 浩。	法政大学教授。	ø
委員↩	飯坂 尚登。	秋田県スポーツ協会事務局長。	ø
# ₽	森丘 保典。	日本大学教授。	ø
# ₽	星野 一朗。	日本卓球協会専務理事。	ø
# ₽	野友 宏則。	茨城県保健体育課。	- -
# ₽	山室 元史。	(株) インターブランドジャパン。	ø
# ₽	滝澤 幸孝。	日本パラスポーツ協会。	e.
# ₽	柳谷 直哉。	日本オリンピック委員会。	e e
<i>II ↔</i>	成瀬 幸宏。	スポーツ庁競技スポーツ課課長補佐。	٠
オブザーバー。	大野 敬三。	日本スポーツ協会国体委員会委員長。	e

同WGへの県の参加は1県 (茨城県)のみ。

<u>開催県の声がより届く仕組</u> <u>みとなるよう、国の関与を</u> 図られたい。

担当:文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会局 総務企画係 TEL:077-528-3321



# 彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- ▶ 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、本県の文化財の魅力を広く発信する。
- ▶ 彦根城のさらなる価値の探求や県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の 強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省

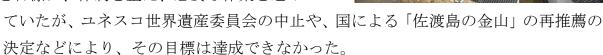
#### - 1. 提案•要望内容 -

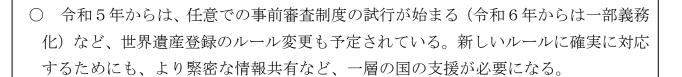
## 彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の保存管理をより確実なものとし、早期の世界遺産登録実現のため、推薦 書作成の加速に向けた支援の継続
- 世界遺産登録へのルール変更などが予定されていることから、適切な情報の共有など、国と県の連携の一層の連携強化と、国としての彦根城世界遺産登録の着実な 推進

#### 2. 提案・要望の理由

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した 平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて 以降、すでに30年が経過した。
- 滋賀県と彦根市は、令和6年の登録実現 を目標に、体制を整え、必要な作業を進め





○ ユネスコへの推薦書暫定版および推薦書の提出以降は、イコモスの現地調査や審査、ユネスコ世界遺産委員会の対応など、国と県が密接に連携して対応すべき事案が増加することから、国としても登録に向けた取組を更に強化していただきたい。



## (本県の取組状況)

#### ① 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年の日本の世界遺産 条約批准と同時に、姫路城や法隆寺など 12 資産とともに、国によって世界遺産暫 定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書 および覚書を締結し、令和6年の登録実現



を目標に、協働して作業を進めることを確認し、両者連名で、彦根城世界遺産 登録推薦書(素案)を文化庁に提出した。

- 令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進 協議会を設立し、推薦書(素案)の改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、彦根城の顕著な普遍的価値が世界的にも認められることを確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、機運醸成のための啓発・広報活動等を行う「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。
- 令和4年7月28日に、国として令和4年度は「佐渡島の金山」を改めて推薦することが明らかにされ、令和6年度を目標としていた彦根城の世界遺産登録の実現は、少なくとも1年以上遅れることとなった。
- 滋賀県と彦根市は、引き続き早期の登録実現を目指し、国の支援の下、学術会議や国際会議、シンポジウムなどを積極的に開催し、さらなる価値の探求や、県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化など、一層の取組を進める。

## ② 彦根城の顕著な普遍的価値

○ 彦根城は、世界的にも注目される 250 年以上の安定を形成し維持した江戸時代における統治の在り方を示す地域政治拠点であり、その統治の特徴を証明する、遺跡(城郭)の典型・代表例として世界的な価値がある。

## ③ 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和5年度 国内推薦の決定 推薦書をユネスコに提出
- 令和6年度 イコモスの現地視察
- 令和7年度 イコモスの勧告を経て、ユネス コ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録

担当:文化スポーツ部 文化財保護課 彦根城世界遺産登録推進室 TEL:077-528-4682



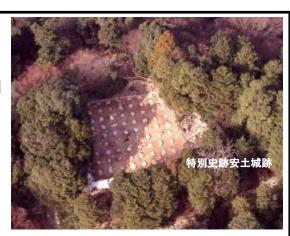
# 「知る・守る・活かす」 文化財の保存継承に向けた取組への支援

本県の文化財を次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する種々の取組を着実に推進する

【提案・要望先】文部科学省

# 1. 提案・要望内容 -文化財補助事業の拡充

○ 文化財所有者等が行う文化財の保存・活用 の取組に対する支援の充実と補助事業に係 る予算の確保を図ること



#### 2. 提案・要望の理由

○ 少子高齢化や過疎化、昨今の物価高騰などを背景に、所有者等による文化財の維持管理や保存修理・整備、防災施設整備等に要する費用負担が困難になっている中で、文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業に係る予算確保が必要。





○ 特別史跡安土城跡調査整備事業に ついては、新たに20年計画で実施す ることになったので、その着実な推 進のため、継続的な支援と予算確保 が必要。

#### 【安土城跡】

○ 令和3年度・4年度に策定した「特別 史跡安土城跡整備基本計画」に基づき、 新たに「令和の調査・整備事業」とし て令和5年度から令和24年度までの 20年計画で特別史跡安土城跡調査整備 事業を開始。(滋賀県)



#### 【史跡・名勝】

○ 史跡日吉神社境内や史跡永原御殿跡、名勝胡宮神社社務所庭園等の所有者等が、史 跡等の適切な保存を図るための保存修理や、文化財の価値を学びながら未来に継 承し、その活用を図るための整備工事を実施。(日吉大社ほか9所有者等)



#### 【建造物】

○ 国宝・重要文化財建造物を対象と した防災施設整備事業について は、石山寺など5件が実施中のほ か、新たに苗村神社など5件が計 画済み。(石山寺ほか9所有者)

#### 【指定文化財管理事業】

○ 指定文化財の所有者等が行う防災設備保守点検や建造物の小修理、名勝庭園 等の荒廃防止等の管理費を支援する取組を実施。(滋賀県)

#### 【文化財保存活用地域計画】

○ 市町の文化財保存活用地域計画の作成 を支援し、認定数は全国第2位。8市 町が地域計画に基づく様々な保存・活 用事業の取組を実施。

(草津市ほか7市町)



担当:文化スポーツ部 文化財保護課

管理係·建造物第一係·建造物第二係·記念物係

TEL: 077-528-4670



# 性の多様性を認め合う社会の実現に向けて

▶ 性的指向・性自認の実態を踏まえた施策を講じることで、性の多様性を認め合い、 誰もが安心して暮らすことができる滋賀の実現を目指す。

【提案・要望先】内閣官房 法務省

#### 1. 提案•要望内容•

## (1) 性的指向・性自認等に関する全国調査の実施

○ 「当事者等への差別の事例」や「当事者が直面している困難」「国民の意識」等 の実態を把握するための全国的な調査を実施すること

## (2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

○ 性的指向・性自認等に関する正しい理解の促進等について、国において、実効性 のある施策を講じるとともに、地方に対する財政支援の拡充を図ること

## \_ 2. 提案・要望の理由 \_\_\_

#### (1) 性的指向・性自認等に関する全国調査の実施

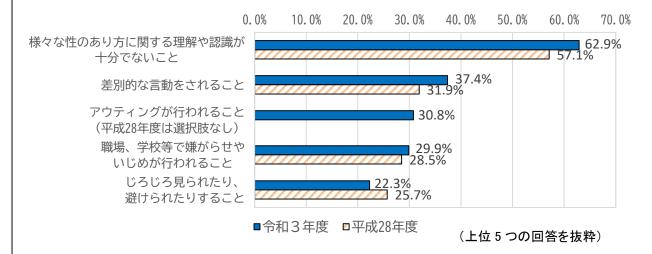
- 性のあり方にかかる人権侵害が発生するなど、多様な性についての理解不足が 課題。
- 適切かつ的確に施策を講じるため、当事者等への差別の実態等を早急に把握する ことが必要。
- この問題は、地域性があるものではなく全国的な課題であるため、国において調査を実施し、地方自治体とも情報共有することが必要。

#### (2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

- 性的指向・性自認等に関する正しい理解の促進および当事者等が安心して暮らせる環境づくりの推進を図るため、国、地方をあげて情報発信や人権啓発を行う等の施策を講じることが必要。
- 地方においては、法務省「人権啓発活動地方委託事業」等により、更なる財政支援が必要。

#### (1) 性的指向・性自認等に関する全国調査の実施

○ 「人権に関する県民意識調査」(令和3年度実施)でのLGBT等に関して特に何が問題であるか、の問いに対して「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を明らかにする行為(アウティング)が行われること」などの回答が多くある状況。



#### (2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

- <u>滋賀県人権施策推進計画において、「性的指向・性自認」を重要課題の一つに位置</u> づけ、教育・啓発、相談・支援体制の充実に取り組んでいる。
  - ・県広報誌やテレビ、ラジオ広告、インターネット広告を通じて、LGBT への理解の 促進を図るための人権啓発を実施している。
  - ・男女共同参画センターでは、若い世代のリーダーを育成する事業「ジェンダー平等ミーティング」を実施。<u>集まった若者たちが、</u>ミーティングを通して考え、自ら「ALLY」バッジを作製するなど、多様な性への理解を深め、広げる活動を実施。
  - ・県内の相談機関で組織し、相談員の資質向上と連携を目的としている<u>「滋賀県人</u>権相談ネットワーク協議会」にて、LGBT への理解と対応についての研修を実施。
- 県庁内においては、多様な性への理解・認識を深めるための<u>職員研修を全職員に</u> <u>実施</u>するとともに、県が県民に記入をお願いする申請書等において、業務上、不要 な性別欄を削除するなど、<u>申請書等の見直し</u>を行った。
- <u>県議会では、「性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書」の提出が令</u> <u>和5年2月議会において可決</u>された。
- 「多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりを求める 緊急共同声明」が令和5年2月20日に23県知事により発出された。

担当:総合企画部人権施策推進課企画·啓発係 TEL 077-528-3533











# 犯罪被害者等の支援

▶ 犯罪被害者等の支援について、相談しやすい体制を構築するとともに、犯罪被害者の「からだ」と「心」のケアができるよう支援の充実を図られたい。

【提案要望先】内閣府、国家公安委員会、警察庁

- 1. 提案•要望内容
- (1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設
- ○支援団体の安定的・継続的な事業実施、相談体制の充実および人材育成のため、新た な財政支援制度を創設すること
- (2)「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の継続と必要額の確保
- "性暴力被害者のためのワンストップ支援センター"の継続的かつ安定的な運営のため、財政支援制度の継続および必要額の確保
- ○医療費等公費負担事業の交付金の補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げること

## - 2. 提案・要望の理由

- (1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設
- ○犯罪被害者等への支援は安定的・継続的に実施する必要があるが、民間支援団体の財政的基盤は脆弱。相談件数は右肩上がりで増加しており、支援活動を行う相談員の負担が増大する中で、質の高い支援を行うためには相談体制の充実が必要。
  - (2)「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の継続と必要額の確保
- ○相談支援件数が年々増加し、相談支援従事者の負担も増大していることから、"性暴力被害者のためのワンストップ支援センター"を 24 時間 365 日ホットライン体制にて安定して運営していくためには、財政支援制度の継続および必要額の確保が不可欠。
- ○内閣府の通知にもあるとおり、被害者の居住地および被害の発生地に関わらず支援していくためには、各都道府県に医療費等公費負担を促すためにも交付金の補助率を被害者相談支援運営・機能強化等事業と同様に 1/2 に引き上げが必要。

#### (1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設



- ○公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター (OVSC) は、犯罪被害者支援を行う県内唯一 の民間支援団体。
- ○令和4年度の相談支援件数は2,030件。過去 8年間で約3倍に増加。
- ○財政的基盤\*が脆弱で、相談員の高齢化も進んでいるため、人材の確保と育成も課題。

※令和3年度 総収益30 百万円(内訳)会費収入・寄付金等12 百万円県業務委託料16 百万円県警業務委託料2 百万円

#### (2) 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の継続と必要額の確保

- ○「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」(通称SATOCO) は、本県の"性暴力被害者のためのワンストップ支援センター"として医療機関、民間支援団体、警察、県の4者が連携した取組。
- ○医療機関において 24 時間 365 日、6 名の専門看護師 (SANE) が対応。医療的措置を 行う場合もあるほか、捜査機関や 0VSC と連携し総合的な支援を実施。



○SATOCO の令和 4 年度の相談支援 件数は 1,873 件。過去 8 年間で約 5 倍も増加し、被害者の低年齢化 や被害の深刻化も進んでいる。

SATOCO相談支援実績



担当:総合企画部県民活動生活課

消費生活・安全なまちづくり係 TEL 077-528-3414

H28 H29 H30

H27



# 再犯防止の推進

県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現

1. 提案 • 要望内容 \_\_\_\_\_

【提案・要望先】法務省

## (1) 犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導

- 矯正施設や保護観察所における指導の一層の充実
- <u>犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果や知見の</u> 提供、アセスメント内容等の有機的な引継ぎ、各種指導プログラムの充実
- (2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置
- 地方公共団体における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するためのさらなる る財政支援

#### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 罪種・特性に応じた効果的な指導

- 令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画においては、都道府県の役割のひとつとして、罪種・特性に応じた専門的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう努めることが求められたところ。
- 再犯を防止するためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性、犯罪を した者の背景にある事情等を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を 行うことが重要。
- このため、矯正施設や保護観察所における指導の一層の充実と、都道府県において、刑事司法手続後も継続的な支援が実施できるよう、犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果や知見の提供、アセスメント内容等の有機的な引継ぎ、各種指導プログラムの充実が必要。

#### (2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

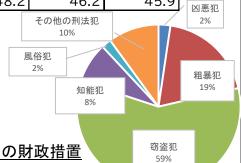
○ 本県では令和5年度に次期再犯防止推進計画の策定に向けた検討を行うこととしているところ。地方公共団体における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するためにはさらなる財政支援が必要。

#### (1) 犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導

・ 本県における令和3年の刑法犯検挙総数1,893人のうち再犯者は868人となっており、再犯者率は45.9%と高止まりしている。(全国R3:48.6%)

年次	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯検挙総数(人)	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893
再犯者(人)	1,008	973	836	834	868
再犯者率(%)	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9

・ 再犯者を罪種別に見ると最も多いものは「窃盗犯」 で、全体の約6割、過去3年間においても同様の 傾向となっている。



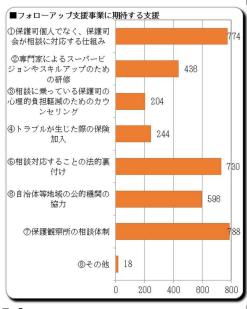
#### (2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

【本県における再犯防止の取組】

- ① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援 3つの地域再犯防止推進モデル事業を継続実施
- ② 県と更生保護協力組織との連携強化
  - 県独自の顕彰制度(知事感謝状) (R3~)
  - 県民向けフォーラム開催 (R3~)
  - 保護観察終了者へのフォローアップ支援 (R4~)
- ③ 市町における取組の促進

19 市町中 15 市町で再犯防止推進計画が策定済

- ④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進 入札参加資格審査の優遇制度の拡充(R4~)
- ⑤ **更生保護に関する啓発活動** 法務省、保護観察所と連携した啓発の実施



【令和元年5月、山下法務大臣(当時)との「再犯防止「三方よし」宣言」】



健康医療福祉部 健康福祉政策課 企画調整係 TEL 077-528-3519

担当:

## 障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

▶ 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく。

【提案・要望先】厚生労働省

## 1. 提案•要望内容•

## (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため一定規模の予算の確保

## (2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

○障害者支援施設から地域生活へ移行する際の重度障害者等の地域生活の体験や施設における緊急時対応等の取組に対する報酬の充実

## (3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

○各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

## (4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

○障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保および「移動支援事業」や「日中一時支援」の個別給付化の検討

#### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○県障害福祉計画における整備目標の達成や、<u>重度障害のある方が利用する事業所等</u> の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。

#### (2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

○施設入所者の地域移行を促進するためには、グループホーム等の<u>体験利用や入所施</u> 設における一定期間の空床確保等にかかる報酬の充実が必要。

#### (3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

○平成 28 年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていく必要。

#### (4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

○地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が<u>所要額の6割程度</u> にとどまっており、安定的、継続的な事業実施のための<u>十分な財源確保</u>および特に ニーズの高い移動支援事業等を安定した仕組みへしていくための検討が必要。

#### (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいてきたが、令和3年度に施設整備補助に係る予算が大幅に減額。令和4年度以降 も同程度であり「滋賀県障害者プラン2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移

約1/4

(単位:百万円)

	H31 当初	R1 補正	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初
国予算額	19,500	8, 300	17, 400	8, 200	4,800	8,500	<u>4,810</u>	9, 900	<u>4, 500</u>
採択/協議	1/1	7/13	11/11	6/6	<u>1/7</u>	3/3	<u>1/9</u>	1/6	5 件協議
内示率	100%	34%	100%	100%	14%	100%	22%	28%	-

○<u>特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、</u>それに応える べく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、 R 8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備事業に取り組む。

#### (2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

○長期間入所している重度障害者の地域移行を進めるためには、新たな環境への適応に 向けて移行支援期間を十分に設けるとともに、地域生活に適応できなかった際の生活 の場の保障として、障害者支援施設に一定期間空床を確保する必要があり、令和3年 度から国の基準を上回る部分を補助するモデル事業を実施。

#### (3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- ○厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生 社会フォーラムを開催。(H30~R4年度にかけて全国 24 か所で開催・オンライン開催 1回)
- ○今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- ○共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。 (18 道県で実施)





(単位:千円)

#### (4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績(県事業・市町事業計)

H28 H30 R2 H29 R1 R3国庫所要額 1, 204, 387 1,050,730 1, 122, 004 1, 159, 235 1, 241, 613 | 1, 256, 081 国庫受入額 647, 593 725, 780 745, 504 753, 942 768, 709 793, 724 充 61.6% 64.7%64.3% 62.6%61.9% 63.2%

○特に移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の 18%(R3 実績)と最も高い割合を占める事業であり、個別給付化を求める声が市町からあがっている。

担当:健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係 社会活動係 TEL 077-528-3540



# 高齢者の命・暮らしを守るための支援

▶ 安心して医療・介護サービスが利用できる環境を整備し、「健康しが」を推進する

【提案・要望先】厚生労働省

## 1. 提案•要望内容

## (1) 高齢者施設と医療機関との連携強化による療養体制の充実

○ 高齢者施設の配置医や協力医療機関等の機能強化、往診・訪問看護の充実、専門 医療等が必要な場合における医療アクセスの確保など、診療報酬・介護報酬上のイ ンセンティブ付与や財政支援を含めた仕組み、体制を構築すること

## (2) 高齢者施設等における感染対策の支援充実

○ 高齢者施設等における恒常的な感染対策に係る経費(衛生用品や抗原検査キットの購入費、人件費など)について、介護報酬において適切に措置すること

#### - 2. 提案・要望の理由

#### (1) 高齢者施設と医療機関との連携強化による療養体制の充実

- 令和5年5月8日以降のサービス提供体制確保事業について、感染対策等を行った上での施設内療養に係る経費補助の要件として求められる、①施設からの電話等による相談対応、②施設への往診、③入院要否判断や入院調整、といった医療機関との連携体制の確保は、これまでの協力医療機関等の機能を強化するものであり、恒久的な対策強化の観点から令和6年度介護保険制度改正に反映するとともに、介護報酬改定において適切に措置する必要。
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応については、今後の感染拡大も想定し、施設内での療養体制の充実を図るため、施設への訪問診療や訪問看護の導入、配置医や協力医療機関への報酬上のインセンティブ付与など、医療機関との連携強化に向けた更なる仕組みが必要。

#### (2) 高齢者施設等における感染対策の支援充実

○ 重症化リスクの高い高齢者等への対応にあたっては、各施設における平時からの 恒常的な感染対策が極めて重要であり、衛生用品の備蓄や抗原検査キットによる自 主検査に要する経費、陽性者対応を行う職員手当などを令和6年度介護報酬改定に おいて適切に措置する必要。